

# 医薬用外毒物劇物危害防止管理規定

所在地：\_\_\_\_\_

名称：\_\_\_\_\_

## 1 目的

本規定は、毒物劇物の管理責任体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

## 2 当社従業員の任務

当社従業員は、毒物劇物の取扱いに注意し、危害の防止に努めなければならない。

## 3 管理体制

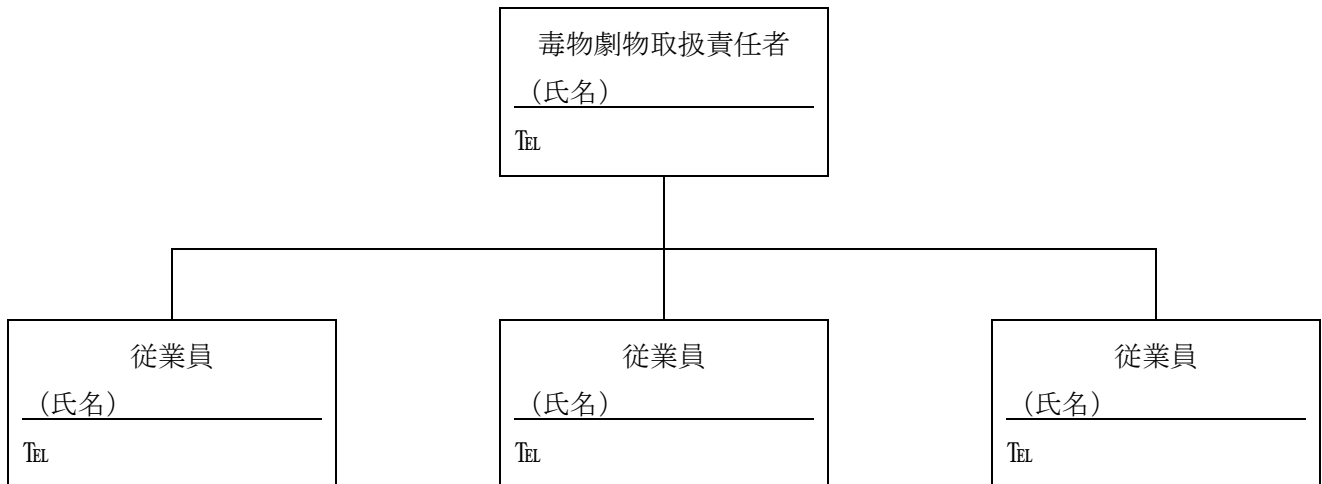
### (1) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱いを確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。

取扱責任者は、【 (氏名) \_\_\_\_\_ 】とする。

### (2) 社内連絡体制

#### ア 管理組織図

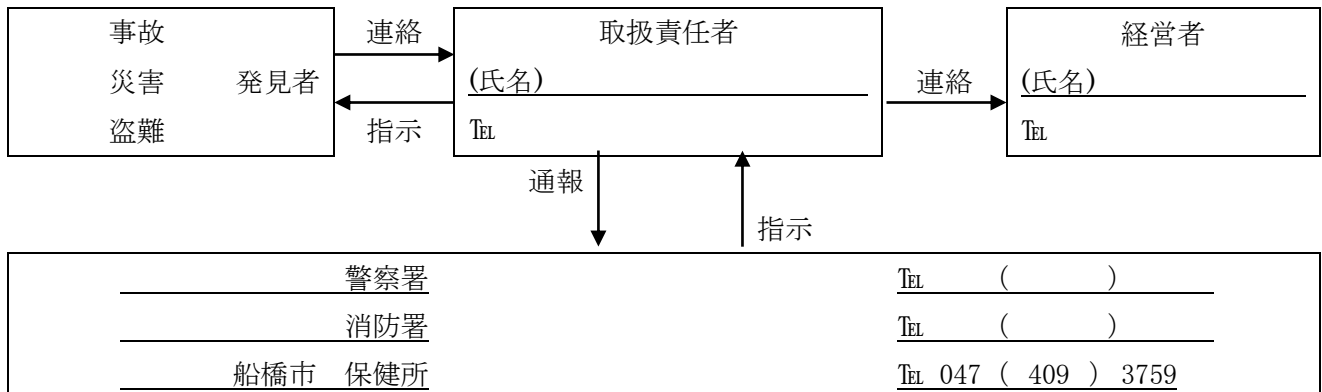


(ア) 取扱責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を従業員に与える。

(イ) 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、また必要な報告をする。

#### イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかに対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



☆取扱責任者が不在の際は、(氏名) \_\_\_\_\_ (TEL \_\_\_\_\_) に連絡するものとする。